

四日市市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第39号

四日市市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市市民活動センター条例施行規則（平成11年四日市市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市市民活動センター条例(平成11年四日市市条例第10号。以下「条例」という。) <u>第7条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、<u>次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) <u>毎月第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日にあたるときは、その翌日以降の最も近い休日でない日とする。</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年1月3日まで。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市市民活動センター条例(平成11年四日市市条例第10号。以下「条例」という。) <u>第8条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、<u>12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p>

(施設等の損傷の届出)

第5条 利用者は、センターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに理由を付して市長に届け出て、指示を受けなければならない。

(施設等の損傷の届出)

第5条 利用者は、センターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに理由を付して指定管理者に届け出て、指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。